

# 週報

「信じます。

不信仰なわたしを、  
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています  
日本基督教団 西宮公共教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

[koudou@gamma.ocn.ne.jp](mailto:koudou@gamma.ocn.ne.jp)

## 小さな手大きな手

(前週よりのつづき)

もちろん、そんな拠点ですから、生活者が戻るとい  
うことはあり得ませんでした。

で、生活者が戻る事を「考えた」結果始まったのが、  
帰還困難区域の中に設ける「特定帰還居住区域」です。  
放射能の毒で、生活する事ができなくなって、そこが  
「帰還困難区域」になったのですから、帰還があり得  
るとしたら、その解除です。

放射能の毒・残留放射性物質が東電の事故前の1m Sv  
／年内であってはじめて、困難区域が解除されるはず  
です。

東電の事故から、15年経った現在も、町全体が50m  
Sv／年の帰還困難区域であり続ける、たとえば双葉町、  
浪江町は、残念ながら、普通に考えて帰還困難区域で  
す。

その普通を、普通ではない状態を、「特定」という言  
葉をあてはめることで、帰還可能にしてしまっている  
のが、「特定復興再生拠点区域」であったり「特定帰還  
居住区域」です。

確かに、これらの区域は、区域を限定して特別の除  
染を実施することで、その区域だけは放射線量は減少  
したかに見えます。しかし、これらの町の多くの区域  
は、山林であったりしますから、そこに降り注いだ放  
射能物質はそのままです。そして、この物質は、どんな  
意味でも閉じ込めることも、飛来を防ぐこともできま  
せんから、いとも簡単に、「特定」を超えて飛来侵入し  
てしまいます。

ですから、名称として「特定」とするのは、当たって  
いますし、同時にこの特定は無意味ですから、拠点な  
いし居住区域は、そこに住めないくらい放射性物質に  
汚染され続けることとなります。

放射性物質の毒による汚染は、どんな意味でも、人  
の生活の再生ということでは、その難しさは解消され

にくいのです。

たとえば、東電福島事故で、帰還困難区域となった  
「富岡町夜の森・大菅地区」に設定された復興拠点は、  
解除から3年で、以下のような状況になっています。

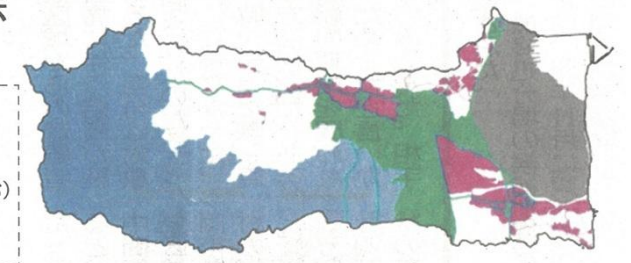
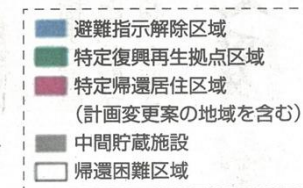
「…拠点内の居住人口は3月1日現在で185世帯286  
人で、昨年同期比で37世帯56人増えた。原発事故発  
生前は1697世帯3886人だった」。(3月31日、福島民  
報)。

もし、ある人たちに、続いてきた普通に生活する日常  
があつて、ある時突然、そのすべてをそこにおいて避難  
せざるを得なくなったとしたら、それが双葉町・浪江町  
の人たちにとっての東電福島事故です。更に、それに  
追い打ちをかけたのが、帰還困難区域の指定です、そし  
て15年。

そこに設けられたのが、特定復興拠点であったり特  
定生活拠点だったりします。そして、そこは帰ってもい  
いということになりますが、当然その人たちにあり得  
べき生活が見えにくいとすれば、名ばかりの拠点、名ば  
かりの復興ということになります。

もちろん、そうってしまった事のすべてはそこを  
故郷とする人たちが負い続けることとなります。

## 大熊町の避難指示 解除の現状



福島民報、2026年3月4日

(次週につづく)